

紛争解決機関としてのWTO

環太平洋パートナーシップ（TPP）や東アジア地域包括的経済連携（RCEP）など、さまざまな自由貿易圏構想が華やかに競合する時代に、今年創設二十周年を迎える自由貿易推進の「老舗」世界貿易機関（WTO）の影が薄くなっているようにみえる。二〇〇一年からのドーハ・ラウンド交渉はいまだ妥結に至らず、自由貿易圏構想の隆盛はその裏返しでもある。

しかし、それはWTOの存在意義の低下ということにはつながらない。第一に、世界中の一六二カ国が加盟し、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化にとりくむ機関としての役割は、引き続き重要である。そしてもうひとつ、WTOには既存の多角的貿易ルールの執行と国際貿易紛争の解決という重要な役割があり、あまり知られていないが、これがないへん機能してきている。

外務省世界貿易機関紛争処理室の齊藤幸司室長に話をうかがった。

準司法的機関としての機能

WTOの貿易紛争解決制度は、WTOの前身である一九四七年にできた関税および貿易に関する一般協定（GATT）の下で積み重ねられてきた慣行や手続きに基づき、ウルグアイ・ラウンドの大きな成果の一つとして整備されたもので、多角的貿易体制の下での準司法的な制度と位置づけられている。

WTO紛争解決制度の特徴は大きく三つある。第一の特徴は、GATT時代の一審制から、常設の上訴審・最終審たる上級委員会（以下、「上級委」）を設置し二審制としたことである。上級委の設置はその後のWTO紛争処理制度の発展、特に制度への信頼性の向上と豊かなWTO法体系の蓄積・整備に多大な役割を担うことになる。

第二の特徴は、手続きの自動化が挙げられる。紛争処理手続きは、当事国間協議、パネル（第一審）設置・審理、

パネル報告書の発出、上級委審理（第二審）、上級委報告

書の発出・採択、履行の監視、履行に争いがある場合の履行審査パネル・上級委審理、不履行の場合の対抗措置の承認・発動、というのが一連の流れである。パネルの設置やパネル・上級委の報告書の採択、対抗措置の承認などは、全WTO加盟国から構成される紛争解決機関（DSB）という意思決定機関の決定により、法的効力を有することとなっている。当たり前に聞こえるが、GATT時代はこうした意思決定がコンセンサス方式だったため、例えば審理で負けた国がパネル報告書採択に反対すれば、そこで手続きが止まってしまった。しかしWTOでは、全会一致の反対がない限りは、そうした決定がなされたこととなり、手続きの自動性が確保されている（ネガティブ・コンセンサス）。言い換えれば必ず「結論」が出る制度である。

第三の特徴は、一方的措置の禁止である。WTO設立以前は、米国がいわゆる通商法三〇一条に基づく一方的制裁の脅威を背景に貿易相手国の市場開放を迫ることが国際貿易の世界で大きな問題とされていたが、WTO紛争処理制度の下では同制度によらない一方的措置は禁止という規定がもうけられた。WTO初期の時代にはこの一方的措置禁止規定を巡る紛争も争われたが、今はそれも影を潜め、こ

のルールは定着しているといえる。

高まる信頼性

WTOが発足してからの二〇年間で紛争処理件数は、本手続きの第一歩である協議要請されたもので四九六件に上る。最も利用しているのは米国で（訴えたのが一〇八件、訴えられたのが一二四件）、次いでEU（同九五件、八二件）で、日本は訴えたのが二〇件、訴えられたのが一五件。二〇〇一年に加盟した中国も既に訴えたのが一三件、訴えられたのが三三件と件数は多い。このうち一番のパネル報告書がだされたのは約二〇〇件、更にその半分以上で上級委報告書がだされている。この中には先進国対途上国、途上国対途上国の紛争も多く含まれている。

この数字・実績が意味するものは、（１）途上国・先進国を問わず、WTO加盟国がこの制度を信頼し活用して紛争を解決し、その合法性が確立している、（２）約六割の紛争は訴訟に至らず当事者間で処理される、（３）訴訟に至った事案で沢山のケースローが蓄積され、WTO法の明確化と法的安定性・予見可能性を与えてきている、ということであろう。特に常設の上級委が担ってきた役割は大きい。固定された委員で構成される上級委が、一審たるパ

ネルの誤りを正し、先例との整合性を確保しながら権威を持つて質の高い法律解釈を示し、個別紛争を解決すること、WTOルールの明確化とその法的安定性・予見可能性の向上に多大な貢献をしてきた。それに前述の手続きの自動性が重なり、WTOの紛争解決への信頼が増し、それがまた加盟国による制度の利用となり、ケースローの更なる蓄積につながっている。

また、どの個別事案も同じではなく、ルールの解釈が異なるから紛争が生じるわけで、それぞれにおいてさまざまな実体法、手続法上の問題が日々争われ、それを通じ恒常的にルールの明確化と慣行の蓄積が行われるというダイナミックな制度でもある。こうした日々の活動・運用を通じて制度の信頼性・安定性が増しているとも言えよう。

紛争案件の増加による問題も

日本が関わる案件をみると、WTO設立当初は日本の酒税制度やフィルムの流通制度といった問題が争われ、その後は米国のアンチダンピング措置を争う事案が多かった。近年では再生可能エネルギー分野の措置、IT製品といったハイテク分野の関税問題、中国のレアアース輸出規制といった鉱物資源分野など、比較的新たな分野で紛争処理制

度を活用している。また、日本はWTO紛争解決手続きの全過程を経験している数少ないWTO加盟国である。対抗措置まで発動した経験を有する国は少ない。ドーハ・ラウンドの交渉項目の一つであるWTO紛争解決手続の改正交渉でも複数の提案をするなど、多様な形で、制度を支えている。

WTO紛争解決制度が機能していることは、疑いのないところであるが、もちろん問題もある。WTO紛争解決手続きの成功の裏返しともいえるが、司法の行き過ぎではないかとの批判も一部の加盟国にある。また、紛争案件の増加も深刻だ。現在パネルで約三〇件、上級委で四件の事案が進行中、しかも紛争内容は多様化・複雑化している。他方で、WTO協定という特殊な法律の問題を処理できる人的資源は恒常的に不足していて、こうした資源の制約の中で、制度の処理能力に比して過大な負担が生じている。昨年アゼベドWTO事務局長も、「WTO紛争解決手続きの成功がもたらす喫緊の課題」と題したスピーチでWTO紛争解決制度の直面する困難に全加盟国が対処しなければならぬと訴えている。加盟国がWTO紛争処理制度をかけがえのない国際公共財と位置づけ、真剣に対応せねばならない段階にきているといえるだろう。●（編集部）